

令和元年5月30日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
学校教育部 教育施設課
- 2 監査実施日
平成31年1月31日
- 3 監査結果の公表日
平成31年3月28日（平塚市監査委員公表第4号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 支出事務については、便所清掃業務委託において仕様書に定めた清掃回数に満たない内容の実績報告書について調査等せず履行確認を行っていたものがあったので、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (指摘事項) (1) 便所清掃業務委託については、規定の清掃回数を満たしていたにもかかわらず、報告書の記載に誤りがあり、そのまま履行確認を行ってしまいました。今後は毎月の実績報告の内容を確認したうえで支出事務を行うよう、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。

- 1 監査実施対象課
環境部 環境政策課
- 2 監査実施日
平成31年1月31日
- 3 監査結果の公表日
平成31年3月28日（平塚市監査委員公表第4号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 支出事務については、報償費において実施要領の定めとは異なる手順で支払いが行われていたものがあり、また、資金前渡を受けた費目について確認検収者の誤りなどが複数あったので、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (指摘事項) (1) 生ごみ自家処理に関する講座及び相談会の講師を務めた相談員に支払う謝礼につきましては、平塚市生ごみ自家処理相談業務実施要領（以下「実施要領」という。）第12条に基づく生ごみ自家処理活動報告書（第2号様式）を受けた後、実施要領第13条にしたがい支払うことを徹底いたします。 報償費の資金前渡にかかる確認検収を所属長が行うことにつきましては、課内で再確認し、誤りを繰り返さないようにいたします。

- 1 監査実施対象課
環境部 収集業務課
- 2 監査実施日
平成31年1月31日
- 3 監査結果の公表日
平成31年3月28日（平塚市監査委員公表第4号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、市有土地貸付料において納付期限が未設定だったので、平塚市財務規則に則り事務処理の方法を再度	財務に関する事務 (指摘事項) (1) 今後は、平塚市財務規則に則り納付期限を設定するとともに、普通財産使用決定通知書にその旨を記載します。

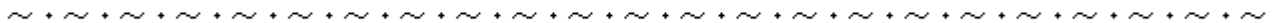
<p>確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	
<p>財産の管理事務 (指摘事項) (1) ごみステーション用地 用地の管理を開始した時点または開始後に、用地内に電柱等が設置されていたにもかかわらず、その確認を怠っていたため平塚市市有財産規則に基づく手続きをしていなかった期間があった。所管する市有財産の管理を徹底するとともに、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財産の管理事務 (指摘事項) (1) ごみステーション用地 今後は、土地の市への帰属の際に建造物の有無を確認するとともに、遅滞なく、市有財産の借り受け手続きが行えるよう、申請者と調整を図りながら適正に事務を行います。</p>



- 1 監査実施対象課
都市整備部 みどり公園・水辺課
- 2 監査実施日
平成31年2月14日
- 3 監査結果の公表日
平成31年3月28日（平塚市監査委員公表第5号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、指定管理者に徴収業務を委託している湘南ひらつかビーチセンター使用料において、平塚市都市公園条例に定められた10円未満の端数の取扱いが正しく行われていなかったため、調定額が誤っているものがあった。 契約事務については、使用料及び賃借料において車両の再リースにあたり、「平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に定められた耐用年数から算出される長期継続契約ができる期間を超えているにもかかわらず、長期継続契約を結んだ誤りがあつ</p>	<p>財務に関する事務 (指摘事項) (1) 誤って算定されたビーチセンター使用料について、再計算した正しい使用料が納付されています。また、市と指定管理者との定例会議で、再発防止に向けて注意するとともに、使用料算定の他不明な点があった場合は市に相談する旨伝えました。 車両の再リースについて、該当車両が更に長期使用可能と判断し、長期継続契約を結んだところですが、契約の相手方と協議し、契約期間の変更ができる契約については、単年度の契約に変更しました。 今後十分注意し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>た。</p> <p>指定管理者への適正な管理を指導するとともに、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	
<p>財産の管理事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 文化公園</p> <p>平塚市都市公園条例に基づく公園占用許可及び公園使用料減免にかかる書類が適切に保存されていないものがあつたので、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財産の管理事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 文化公園</p> <p>代替措置として、占用申請者が保管している許可書を複写し、保存しました。</p> <p>今後十分注意し、適正な文書保存に努めてまいります。</p>



- 1 監査実施対象課
都市整備部 建築住宅課
- 2 監査実施日
平成31年2月14日
- 3 監査結果の公表日
平成31年3月28日 (平塚市監査委員公表第5号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、施設管理運営委託料において契約書に定めた報告を求める事項と実際の報告事項に乖離があつたので、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 指摘事項については、契約書条文の確認不足が原因であり、契約事務を行う際には、委託内容により条文の再確認を徹底してまいります。</p> <p>今後は、平塚市契約規則等に則り適正な事務の執行に努めます。</p>

以 上